

主眼事項及び着眼点 (指定通所リハビリテーション事業)

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 1 基本方針	<p>指定通所リハビリテーションの事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとして行われているか。</p>	<p>法第 73 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 110 条</p>
第 2 人員に関する基準 1 事業所が病院又は診療所の場合 (1) 医師 (2) 理学療法士若しくは作業療法士又は看護職員	<p>指定通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業所（病院又は診療所であるものに限る。）ごとに置くべき通所リハビリテーション従業者の員数は次のとおりとなっているか。</p> <p>当該日の利用者の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 の医師を指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な数以上となっているか。</p> <p>また、医師は常勤であるか。</p> <p>次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数となっているか。</p>	<p>法第 74 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 111 条第 1 項 平 11 厚令 37 第 111 条第 1 項第 1 号 平 11 厚令 37 第 111 条第 5 項 平 11 厚令 37 第 111 条第 1 項第 2 号</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(3) 介護職員</p> <p>2 事業所が診療所 (1 の診療所を除く。) の場合</p>	<p>イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに 1 年以上従事した経験を有する看護婦若しくは看護師(経験看護婦等)が 1 以上確保されているか。</p> <p>ロ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて、イに掲げる従業者のほかに、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は看護職員が 1 以上確保されているか。</p> <p>ハ イ及びロの専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者に理学療法士及び作業療法士が含まれない場合は、週に 1 日以上指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士又は作業療法士を 1 以上置いているか。</p> <p>ニ 利用者数は、専従する従事者 2 人に対し 1 単位 20 人以上とし、1 日 2 単位を限度としているか。</p> <p>当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じた適当数となっているか。</p>	<p>平 11 老企 25 第 9 の 1 の (1) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 111 条第 1 項第 3 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 111 条第 2 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(1) 医師</p> <p>(2) 理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員</p> <p>3 事業所が介護老人保健施設の場合</p>	<p>当該日の利用者の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 の医師を指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な数以上となっているか。</p> <p>専任の医師が 1 人勤務しているか。</p> <p>指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合にあっては、1 の規定にかかわらず、当該指定通所リハビリテーション事業所に置くべき理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員の員数は、次に掲げる基準を満たすために必要な数以上とされているか。</p> <p>一 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は経験看護婦等が 1 以上確保されているか。</p> <p>二 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて一に掲げる従業者のほかに、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士、看護職員又は介護職員が 1 以上確保されているか。</p> <p>三 利用者数は、専従する従事者 2 人に対し 1 単位 10 人以内とし、1 日 2 単位を限度としているか。</p> <p>指定通所リハビリテーション事業所が指定通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設であるものに限る。）ごとに置くべき通所リハビリテーション従業者の員数は次</p>	<p>平 11 厚令 37 第 111 条第 1 項第 1 号</p> <p>平 11 老企 25 第 9 の 1 の (2) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 111 条第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 111 条第 2 項第 1 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 111 条第 2 項第 2 号</p> <p>平 11 老企 25 第 9 の 1 の (2) の</p> <p>平 11 厚令 37 第 111 条第 3 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(1) 医師</p> <p>(2) 理学療法士又は作業療法士</p> <p>(3) 看護・介護職員</p> <p>(4) 支援相談員</p>	<p>のとおりとされているか。</p> <p>イ 当該介護老人保健施設の入所者の数が 100 に満たない場合であって、当該介護老人保健施設に常勤の医師が 1 以上置かれている場合は、常勤換算方法で、利用者の数に入所者の数に 100 分の 70 を乗じて得た数を加えて得た数から 100 を控除して得た数を 200 で除して得た数以上となる員数となっているか。</p> <p>ロ イに該当しない介護老人保健施設である場合は、常勤換算方法で、利用者の数から入所者の数に 100 分の 30 を乗じて得た数を控除して得た数を 200 で除して得た数以上となる員数となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 111 条第 3 項第 1 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 111 条第 3 項第 1 号</p>
	<p>常勤換算方法で、利用者の数を 100 で除して得た数以上となる員数となっているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 111 条第 3 項第 2 号</p>
	<p>次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数以上となっているか。</p> <p>イ 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護・介護職員が当該指定通所リハビリテーションの利用者の数が 10 又はその端数が増すごとに 1 以上確保されているか。</p> <p>ロ イの専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護・介護職員に看護職員が含まれない場合は、看護職員は 1 以上置いているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 111 条第 3 項第 3 号</p>
	<p>常勤換算方法で利用者の数を 100 で除して得た数以上とな</p>	<p>平 11 厚令 37</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>(5) 利用者数</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>1 事業所が病院又は診療所(第2の2の診療所を除く。)の場合</p> <p>2 事業所が第2の2の診療所の場合</p> <p>3 事業所が介護老人保健施設の場合</p>	<p>る員数となっているか。</p> <p>利用者の数は、前年度の平均値となっているか。</p> <p>〔ただし、新規に指定を受ける場合は、適正な推定数により算定しているか。〕</p> <p>指定通所リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、以下に掲げる指定通所リハビリテーション事業所の種類の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たす設備を有するほか、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の器械及び器具を備えたものとなっているか。</p> <p>指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であって、利用定員が15人までは45平方メートル以上、それ以上利用定員が1人増すごとに3平方メートルを加えた面積以上のものを有するか。</p> <p>指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であって、利用定員が10人までは30平方メートル以上、それ以上利用定員が1人増すごとに3平方メートルを加えた面積以上のものを有するか。</p> <p>指定通所リハビリテーションを行うのにふさわしい専用の部屋等であって、当該部屋等の面積と利用者用に確保されて</p>	<p>第111条第3項第4号</p> <p>平11厚令37</p> <p>第111条第4項</p> <p>法第74号第2項</p> <p>平11厚令37</p> <p>第112条</p> <p>平11厚令37</p> <p>第112条第1号</p> <p>平11厚令37</p> <p>第112条第2号</p> <p>平11厚令37</p> <p>第112条第3</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 サービス提供困難時の対応</p>	<p>いる食堂の面積の合計が、3 平方メートルに利用定員数を乗じて得た面積以上のものを有するか。</p> <p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 文書は、わかりやすいものとなっているか。</p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、正当な理由なく指定通所リハビリテーションの提供を拒んでいないか。</p> <p>特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。</p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の通常の事業の実施地域等を勘察し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所リハビリテーションを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等の紹介その他の必要な措置を速や</p>	<p>号</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 8 条)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(1))</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 9 条)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(2))</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 10 条)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>4 受給資格等の確認</p>	<p>かに講じているか。</p> <p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所リハビリテーションを提供するよう努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用 (第 11 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用 (第 11 条 第 2 項)</p> <p>(法 73 条 2 項)</p>
<p>5 要介護認定等の申請に係る援助</p>	<p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用 (第 12 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用 (第 12 条 第 2 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 心身の状況等の把握	<p>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 13 条)</p>
7 居宅介護支援事業者等との連携	<p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 64 条 第 1 項) 準用(第 64 条 第 2 項)</p>
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助等	<p>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションの提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定通所リハビリテーションの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 15 条)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	指定通所リハビリテーション事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った指定通所リハビリテーションの提供を行っているか。	平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 16 条)
10 居宅サービス計画等の変更の援助	指定通所リハビリテーション事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 17 条)
11 サービスの提供の記録	指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを提供した際には、当該指定通所リハビリテーションの提供日及び内容、当該指定通所リハビリテーションについて法第 41 条第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 19 条)
13 利用料等の受領	(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定通所リハビリテーション事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けているか。 (2) 指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションを提供し	平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 96 条 第 1 項) 平 11 厚令 37 第 119 条

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>た際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。</p> <p>(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、(1)(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次の費用の額以外の額の支払いを受けていないか。</p> <p>利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</p> <p>指定通所リハビリテーションに通常要する時間を超える指定通所リハビリテーションであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額を超える費用</p> <p>食材料費</p> <p>おむつ代</p> <p>～ に掲げるもののほか、通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用</p> <p>なお、 の費用の具体的な範囲については、別に通知された「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」に沿って適切に取り扱われているか。</p>	<p>準用(第 96 条第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 96 条第 3 項)</p> <p>平 11 老企 25 第 8 の 3 の(1) 平 12 老企 54</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 健康手帳への記載	<p>(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。</p> <p>(5) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（施行規則第 65 条）で定めるところにより、領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 指定通所リハビリテーション事業者は、法第 41 条第 8 項の規定により交付しなければならない領収証に、指定通所リハビリテーションについて居宅要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、同条第 4 項第 1 号に規定する厚生大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所リハビリテーションに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所リハビリテーションに要した費用の額とする。）に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。</p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、提供した通所リハビリテーションに関し、利用者の健康手帳（老人保健法第 13 条の健康手帳をいう。）の医療の記録に係るページに必要な事項を記載しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用（第 96 条 第 4 項）</p> <p>法第 41 条 8 項</p> <p>施行規則第 65 条</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用（第 65 条）</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p style="text-align: center;">〔 ただし、健康手帳を有しない者については、この限り 〕 でない。</p> <p>なお、医療に関するページには、指定リハビリテーションの提供開始日及び指定リハビリテーション事業者の名称を記載しているか。</p>	平 11 老 企 25 第 9 の 3 の (4) の
14 保険給付の請求のための証明書の交付	指定通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	平 11 厚 令 37 第 119 条 準用(第 21 条)
15 指定通所リハビリテーションの基本取扱方針	(1) 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。	平 11 厚 令 37 第 113 条 第 1 項
16 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針	<p>指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところにより行われているか。</p> <p>(1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資する</p>	平 11 厚 令 37 第 113 条 第 2 項 (法 73 条 1 項) 平 11 厚 令 37 第 114 条 第 1 号

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
17 通所リハビリテーション計画の作成	<p>よう、妥当適切に行っているか。</p> <p>(2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供しているか。</p> <p>特に痴呆の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 114 条第 2 号</p> <p>平 11 厚令 37 第 114 条第 3 号</p>
	<p>(1) 医師等の従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しているか。</p> <p>(2) 医師等の従業者は、それぞれの利用者に応じた通所リハビリテーション計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行っているか。</p> <p>また、その実施状況や評価についても説明を行っているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 115 条第 1 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 115 条第 2 項</p> <p>平 11 老企 25 第 8 の 3 の (3) の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 利用者に関する市町村への通知	<p>(3) 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。</p> <p>(4) 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載しているか。</p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーションを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p> <p style="padding-left: 40px;">正当な理由なしに指定通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p style="padding-left: 40px;">偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 115 条第 3 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 115 条第 4 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 26 条)</p>
19 緊急時等の対応	<p>通所リハビリテーション従業者は、現に指定通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 27 条)</p>
20 管理者の責務	<p>(1) 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護婦又は看護師のうちから選任した</p>	<p>平 11 厚令 37 第 116 条第 1 項</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
21 運営規程	<p>者に、必要な管理の代行をさせて差し支えないが、この場合、組織図等により指揮命令系統を明確にしているか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は(1)の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者に、平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号の「第 8 章 第 4 節 運営に関する基準」の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行っているか。</p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。</p> <p>事業の目的及び運営の方針</p> <p>従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>営業日及び営業時間</p> <p>指定通所リハビリテーションの利用定員</p> <p>指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>通常の事業の実施地域</p> <p>サービス利用に当たっての留意事項</p> <p>非常災害対策</p> <p>その他運営に関する重要事項</p>	<p>平 11 老企 25 第 9 の 3 の (2)</p> <p>平 11 厚令 37 第 116 条 第 2 項</p> <p>平 11 厚令 37 第 117 条</p>
22 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定通所リハビリテーションを提供できるよう、指定通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用 (第 101 条 第 1 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 定員の遵守	(2) 指定通所リハビリテーション事業所ごとに、通所リハビリテーション従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の理学療法士、作業療法士、経験看護婦等、看護職員及び介護職員の配置、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。	平 11 老企 25 第 9 の 3 の (4) の
	(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定通所リハビリテーションを提供しているか。 (ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務に) ついては、この限りでない。	平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 101 条 第 2 項)
	(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、通所リハビリテーション従業者の資質向上のために、研修の機会を確保しているか。	平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 101 条 第 3 項)
	指定通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定通所リハビリテーションの提供を行っていないか。	平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 102 条)
24 非常災害対策	指定通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 103 条)

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
25 衛生管理等	<p>なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせているか。</p> <p>また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせているか。</p> <p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めているか。</p> <p>また、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに密接な連携を保っているか。</p> <p>(3) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。</p>	<p>準用（平11老企25第8の3の(6)）</p> <p>平11厚令37第118条第1項</p> <p>平11厚令37第118条第2項</p> <p>平11老企25第9の3の(3)の</p> <p>平11老企25第9の3の(3)</p>
26 掲示	<p>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所</p>	<p>平11厚令37第119条</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
27 秘密保持等	<p>リハビリテーション従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(1) 指定通所リハビリテーション事業の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p>	<p>準用(第32条)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第33条 第1項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第33条 第2項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第33条 第3項)</p>
28 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	<p>指定通所リハビリテーション事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益供与を行っていないか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第35条)</p>
29 苦情処理	<p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第36条 第1項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
30 事故発生時の対応	<p>具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者にサービス内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示するなどしているか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに関し、法第 23 条(文書の提出等)の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。</p> <p>また、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、提供した指定通所リハビリテーションに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条(連合会の業務)第 1 項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p>	<p>準用(平 11 老企 25 第 3 の 3 の(22)の)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 36 条 第 2 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 36 条 第 3 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 37 条 第 1 項)</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
31 会計の区分	<p>(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>(3) 指定通所リハビリテーション事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。</p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 37 条 第 2 項)</p> <p>準用(平 11 老 企 25 第 3 の 3 の(23)の)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 38 条)</p>
32 記録の整備	<p>(1) 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しているか。</p> <p>(3) 整備すべき記録は以下のとおりとなっているか。 指定通所リハビリテーションに関する記録 イ 通所リハビリテーション計画書 ロ 診療記録その他の提供した個々の指定通所リハビリ</p>	<p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 39 条 第 1 項)</p> <p>平 11 厚令 37 第 119 条 準用(第 39 条 第 2 項)</p> <p>平 11 老企 25 第 9 の 3 の(4) の</p>

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
第 5 変更の届出等	<p>テーションに係る記録</p> <p>準用される基準第 26 条に係る市町村への通知に係る記録</p> <p>指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生省令(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号「介護保険法施行規則」第 131 条)で定める事項に変更があったとき、又は当該指定通所リハビリテーション事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生省令で(同上)で定めるところにより、10 日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	法第 7 5 条
第 6 介護給付費の算定 及び取扱い 1 基本的事項	<p>(1) 指定通所リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 19 号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定通所リハビリテーション事業に要する費用の額は、平成 12 年厚生省告示第 22 号の「厚生大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1 単位の単価に単位数を乗じて得た額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p>	法第 41 条第 4 項 法第 53 条第 2 項 平 12 厚告 19 の一 平 12 厚告 19 の二 平 12 厚告 19 の三

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
2 所要時間の取扱い	<p>所要時間については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、看護職員若しくは介護職員の員数が平成 12 年厚生省告示第 27 号の二（厚生大臣が定める利用者の数の基準及び医師等の員数の基準並びに通所リハビリテーション費の算定方法）に該当する場合は、同告示により算定しているか。</p>	平 12 厚告 19 の別表の 7 の 注 1
3 短時間の場合の算定	<p>心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、「所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合」の所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定しているか。</p>	平 12 厚告 19 の別表の 7 の 注 2
4 食事提供加算	<p>利用者に対して食事の提供を行う体制を確保している指定通所リハビリテーション事業所において通所リハビリテーション計画上食事の提供を行うことになっている利用者については、1 日につき 39 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	平 12 厚告 19 の別表の 7 の 注 3
5 送迎を行う場合の加算	<p>利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 44 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	平 12 厚告 19 の別表の 7 の 注 4

主 眼 事 項	着 眼 点	根 拠 法 令
6 入浴介助加算	<p>平成 12 年厚生省告示第 23 号(厚生大臣が定める者等)の十に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 通所リハビリテーション入浴介助加算 39 単位</p> <p>ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算 60 単位</p>	平 12 厚 告 19 の別表の 7 の 注 5
7 事業所が介護老人保健施設である場合の加算	<p>指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1 月に 1 回を限度として 550 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	平 12 厚 告 19 の別表の 7 の 注 6
8 サービス種類相互の算定関係	<p>利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、通所リハビリテーション費が算定されていないか。</p>	平 12 厚 告 19 の別表の 7 の 注 7